

(様式第1号別添1)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	桑名市
作成 第 回変更	令和 5年12月15日 令和 年 月 日

桑名市鳥獣被害防止計画

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン
計画期間	令和 6 年度 ~ 令和 8 年度
対象地域	桑名市内(全域)

- ※ 農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であって、市町長が早急にその被害を防止するための対策を講じるべきと判断した鳥獣種(以下「対象鳥獣」という。)を記入する
- ※ 計画期間は3年程度とする
- ※ 対象地域欄には、単独又は共同で被害防止計画を作成する市町名を記入する

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状 (令和 4 年度)

①農業被害の現状				
対象鳥獣	被害面積(a)	被害量(kg)	被害金額(千円)	農作物名
ニホンジカ	3.70	181	31	☐ 稲 ☐ 麦類 ☐ 豆類 ☐ 雑穀 ☒ 果樹 ☐ 飼料作物 ☒ 野菜 ☐ いも類 ☐ 工芸作物 ☐ その他()
イノシシ	488.14	4,384	775	☒ 稲 ☐ 麦類 ☒ 豆類 ☐ 雑穀 ☒ 果樹 ☐ 飼料作物 ☒ 野菜 ☒ いも類 ☐ 工芸作物 ☐ その他()
ニホンザル	7,460.90	8,096	2,543	☒ 稲 ☐ 麦類 ☒ 豆類 ☐ 雑穀 ☒ 果樹 ☐ 飼料作物 ☒ 野菜 ☒ いも類 ☐ 工芸作物 ☐ その他()
アライグマ	0.60	10	2	☐ 稲 ☐ 麦類 ☐ 豆類 ☐ 雑穀 ☒ 果樹 ☐ 飼料作物 ☐ 野菜 ☒ いも類 ☐ 工芸作物 ☐ その他()
ヌートリア	0.30	30	7	☐ 稲 ☐ 麦類 ☐ 豆類 ☐ 雑穀 ☒ 果樹 ☐ 飼料作物 ☐ 野菜 ☐ いも類 ☐ 工芸作物 ☐ その他()
ハクビシン	1.60	53	60	☐ 稲 ☐ 麦類 ☐ 豆類 ☐ 雑穀 ☒ 果樹 ☐ 飼料作物 ☐ 野菜 ☐ いも類 ☐ 工芸作物 ☐ その他()

②林業被害の現状			
対象鳥獣	樹種(人・天・苗・竹の別)	被害面積(a)	被害金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—

③水産業被害の現状(カワウ)		備 考
被害量(kg)	被害金額(千円)	
—	—	

※ ②③については、被害軽減目標を立て、被害軽減の達成を図る場合に記入する

(2)被害の傾向

対象鳥獣	被害傾向
ニホンジカ	年間を通じて果樹園への侵入があり、枝を折ったり、若芽の食害が報告されている。初夏から秋口には田へ侵入して稲への食害も報告されている。
イノシシ	冬から初春にかけてはたけのこ山での食害、初夏から秋にかけて田への侵入が多く報告されている。いずれも掘り起した跡の復旧に労力が掛かり、耕作意欲の低下を起こしている。また、たけのこの被害も多く、収穫時期の4月～6月の間が最も被害が発生している時期である。
ニホンザル	一部の野菜を除き、年間を通じて農作物へ食害を起こしている。獣被害対策が普及していない住宅地の家庭菜園を狙い、集団で出没する事例がある。
アライグマ	年間を通して果樹や野菜等への食害が発生している。家屋等へ侵入し、騒音や糞害等も報告されている。
ヌートリア	水路や池等が近い畑の野菜が被害にあうことが多い。
ハクビシン	年間を通して果樹や野菜等への食害が発生している。家屋等へ侵入し、騒音や糞害等も報告されている。

※ 集落代表者アンケート結果および獣害情報マップから考察される、被害の発生時期、被害の発生場所、被害の現状や傾向を記述する

(3)被害の軽減目標 (令和 8 年度)

①農業被害の軽減目標			
対象鳥獣	被害面積(a)	被害量(kg)	被害金額(千円)
ニホンジカ	3.15	153.9	26
イノシシ	414.92	3,726.0	659
ニホンザル	5,222.63	5,666.9	1,780
アライグマ	0.51	8.5	2
ヌートリア	0.26	25.5	6
ハクビシン	1.36	45.1	51

②林業被害の軽減目標			
対象鳥獣	樹種(人・天・苗・竹の別)	被害面積(a)	被害金額(千円)
ニホンジカ	—	—	—
イノシシ	—	—	—

③水産業被害の軽減目標(カワウ)	
被害量(kg)	被害金額(千円)
—	—

※ ①～③に関し、2-(1)の対象鳥獣のうち、被害対策の実施可能な鳥獣について、目標年度における被害目標値を記入する

※ ②③については、被害軽減目標を立て、被害軽減の達成を図る場合に記入する

④被害の軽減目標の考え方	
ニホンジカ	被害発生地域において、猟友会員による有害獣駆除を行う。 また、侵入防止柵が設置してある地域では機能を維持するため点検と補修を行い人と獣の住み分けを図る。
イノシシ	被害発生地域において、猟友会員による有害獣駆除を行う。 また、侵入防止柵が設置してある地域では機能を維持するため点検と補修を行い人と獣の住み分けを図る。
ニホンザル	地域住民による追い払いの徹底と、被害防止効果の高い電気柵等による被害予防をお願いしていく。 市職員を含めた狩猟免許取得者による捕獲を行い、個体数の減を図る。
アライグマ	地域の要望でわなを仕掛け、捕獲・駆除を進める。
ヌートリア	地域の要望でわなを仕掛け、捕獲・駆除を進める。
ハクビシン	地域の要望でわなを仕掛け、捕獲・駆除を進める。

※ 2-(1)被害の現状と2-(2)被害の傾向を踏まえ、対象鳥獣ごとの被害の軽減目標の考え方を記入する

(4)従来講じてきた被害防止対策と課題

①従来講じてきた被害防止対策					
種 類	対策の有無	種 類	対策の有無	種 類	対策の有無
捕獲体制の整備	○	捕獲機材の導入	○	侵入防止柵の設置	○
緩衝帯の設置		追い上げ(追い払い)活動	○	放任果樹の除去	
被害防止技術・知識の普及	○	集落ぐるみの取組の推進	○	ニホンザルの遊動域調査	
その他()					

※ 直近3カ年で実施した被害防止対策について、実施している対策に「○」を記入する

②捕獲体制の整備と課題				
捕獲体制の整備実績と課題				
名 称	設置年月日	任期(年)	隊員数(人)	活動内容
実施隊(対象鳥獣捕獲員)	平成24年2月27日	1	4	追い払い活動の他、ニホンザル他、外来生物の捕獲・駆除を行う。
市町捕獲隊	年 月 日			
広域捕獲隊	年 月 日			
共同捕獲隊	年 月 日			
集落捕獲隊	年 月 日			
その他捕獲隊	年 月 日			
課 題	地域住民を対象鳥獣捕獲員とした場合、緊急捕獲交付金の対象外となり、捕獲1頭当たりの報酬が減ることから実施隊員に任命されるメリットが少ない。			

- ※ 被害防止計画策定時における捕獲体制を記入する
- ※ 各捕獲隊の設置年月日、任期、隊員数、活動内容を記入する
- ※ 活動内容には隊名を記入する
- ※ 実施隊欄には、実施隊が対象鳥獣捕獲員となっている場合のみ記入する
- ※ 課題欄には、現状の捕獲体制の課題について記入する(上記の捕獲隊が整備されていない場合も記入する)

③捕獲機材の導入実績および課題					
捕獲機材の導入実績					
わなの種類	数量(基)	わなの種類	数量(基)	わなの種類	数量(基)
捕獲檻(ニホンジカ)		くくりわな		大型捕獲檻(ニホンザル)	
捕獲檻(イノシシ)		ドロップネット		ICT機器(ホカクラウド)	
捕獲檻(兼用)	26	囲いわな(兼用)	3	ICT機器()	
捕獲檻(ニホンザル)	9	囲いわな(ニホンザル)		その他(カメラ)	8
小動物用捕獲檻	12	大型捕獲檻(兼用)		その他()	
課 題	捕獲した有害獣は捕獲者が責任を持って処理しなければならないが、地域の狩猟免許所持者は止め刺しが出来ない方が多く、わなの貸出が認められないケースが多い。				

- ※ 被害防止計画策定時点における捕獲機材の導入実績を記入する
- ※ 課題欄には、捕獲機材の捕獲実績、稼働状況及び管理体制などについて現状の課題を記述する

④侵入防止柵の設置実績と課題		
柵の種類	延長(m)	課 題
WM柵	14,108	地域によって維持管理に対する取り組みに温度差がある。
金網柵		
電気柵		
複合柵(WM柵＋電気柵)		
複合柵(金網柵＋電気柵)		
その他()		

※ 被害防止計画策定時における侵入防止柵の種類別の整備延長の実績を記入する

※ 侵入防止柵設置実績内訳(様式第1号別添1参考様式を参照)を添付すること

※ 課題欄には、侵入防止柵の整備実績と集落代表者アンケート結果Q3およびQ4から、柵の効果と維持管理状況を踏まえ、現状の課題を記述する

※ 既存の金網柵やWM柵にかさ上げ等で多重対応柵として機能向上を行った場合は、既存柵延長と複合柵延長を二重計上しないこと

⑤緩衝帯の設置実績と課題	
設置延長(m)	課 題

※ 被害防止計画策定時における緩衝帯の設置実績を記入する

※ 緩衝帯設置実績内訳(様式第1号別添1参考様式を参照)を添付すること

※ 課題欄には、緩衝帯の整備実績と維持管理状況を踏まえ、現状の課題を記入する

⑥追い上げ・追払い活動の取組実績と課題
地域住民に駆逐用煙火を配布し、なるべく集団での追い払いをお願いしている。 住宅密集地に出没するサルに対しては、煙火や電動ガンの使用が難しいため、フライパンを叩く等、音による追い払いをお願いしている。

⑦放任果樹の除去の実施と課題
放任果樹園が藪化しているが、耕作者の高齢化等により伐採されていない。

⑧被害防止技術・知識の普及活動実績と課題
電気柵や侵入防止柵を個々で設置する場合、設備投資の費用負担が大きいため、実際に設置する人が少ない。また、獣害対策は行政が行うものと思い込んでいる人が多い。

⑨集落ぐるみの取組の推進実績と課題	
取組集落数	課 題
1	サルの追払いに電動ガンが有効であることを啓発し続けたところ一部(下深谷)の自治会で市が使用している電動ガンと同等のものを購入(5丁)された。使用方法等の講習を実施し、集落ぐるみで追払いを実施してもらっている。 個人で電動ガンを購入する人が増加傾向ではあるが、集落ぐるみの活動としては程遠く、引き続き啓発していくことが重要と考える。

※ 取組集落の一覧がわかる資料(任意様式)を添付する

⑩-1 ニホンザルの遊動域調査（単位：群）						
電波発信機装着数	令和	年度	令和	年度	令和	年度

※ 直近3力年に実施したニホンザルの遊動域調査について記入する

⑩-2 群の情報(令和 5年度)	
群名	推定生息頭数
桑名A	40
多度A	40
多度B	40

※ 被害防止計画策定時点で把握している群の情報を記入する(推定生息頭数が不明の群れを含む)

⑪その他被害防止対策の活動実績と課題
ベテラン猟友会員による後進の育成が進んでおり、市の認定従事者の数は増加傾向にある。

(5) 今後の取組方針

今後取り組む被害防止対策								
種 類	対策の有無	優先順位	種 類	対策の有無	優先順位	種 類	対策の有無	優先順位
捕獲体制の整備	○	4	捕獲機材の導入	○	5	侵入防止柵の設置		
緩衝帯の設置			追い上げ(追い払い)活動	○	1	放任果樹の除去		
被害防止技術・知識の普及	○	3	集落ぐるみの取組の推進	○	2	ニホンザルの遊動域調査		
その他()								

※ 対策の有無欄には、(3)で掲げる目標を達成するために必要な被害防止対策について、取り組む場合は「○」を記入する(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む)

※ 優先順位欄には、上記取組内容の優先順位(1, 2, 3・・・)を記入する

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制（令和 5 年度）

捕獲者		取組内容と役割	
実施隊 （対象鳥獣 捕獲員）	市町職員	有害獣の追い払い及び地元住民への技術指導、並びに普及活動の実施。 ニホンザルとアライグマ等、外来種の捕獲・駆除	
	民間隊員		
民間団体	猟友会	委託の有無	毎年、桑名支部猟友会から捕獲従事者を推薦してもらい、イノシシと ニホンジカを対象獣として4月1日～10月31日の間有害獣駆除活 動を実施している。
		○	
		委託の有無	
その他		委託の有無	

- ※ 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者それぞれの取組内容や役割について記入する
- ※ 実施隊については、実施隊が対象鳥獣捕獲員となっている場合のみ記入する
- ※ 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。
- ※ 猟友会や民間団体等に委託契約をしている場合は、委託の有無欄に「○」を記入する

(2) その他捕獲体制に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
H30～	ニホンザル	ニホンザルによる被害防止を目的として、市独自に認定従事者制度を設け、対象動物の有害獣駆除許可と従事者登録を条件に駆除成功時の報酬を支払う体制としている。

- ※ 捕獲機材導入、捕獲体制整備、及び鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保について年度別の取組内容を記入する
- ※ 捕獲機材を導入する場合は、捕獲機材導入の計画（様式第1号別添2）を添付すること
- ※ 捕獲体制整備を行う場合は、捕獲体制整備計画（様式第1号別添3）を添付すること

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

①他計画の策定状況			
名 称	策定の有無	策定年月日	対象鳥獣
地域実施計画		令和 年 月 日	
特定外来生物防除実施計画	○	平成24年6月12日	アライグマ・ヌートリア
捕獲促進プラン		令和 年 月 日	

- ※ 各種計画が策定されている場合は、策定の有無欄に「○」を記入のうえ、計画策定年月日を記入する
- ※ 対象鳥獣欄は、特定外来生物防除実施計画と捕獲促進プランのみ記入する

②捕獲計画数の設定の考え方
・ニホンジカの捕獲実績(R3:288頭、R4:123頭※、R5:206頭、平均:206頭) ・イノシシの捕獲実績(R3:122頭、R4:57頭※、R5:121頭、平均:100頭) 猟友会による後進育成が順調に進んでいることから3か年平均よりも捕獲頭数は増えて行くと考え計画数を設定。またイノシシは生息頭数が豚熱による影響から回復傾向にあると思われる。 ※R4は猟友会委託者が2名と減少した為、捕獲頭数実績にも影響している。 ・ニホンザルの捕獲実績(R3:38頭、R4:20頭、R5:30頭※12/18時点、平均:29頭) 3か年平均の捕獲実績より設定。 ・その他獣種3か年捕獲実績平均※R3-5年度(アライグマ:23頭、ヌートリア:2頭、ハクビシン:19頭) 目撃情報や農作物の被害に関する相談数が増えていることからR3-5年度の被害防止計画の捕獲計画数を踏襲する。令和元年捕獲実績(アライグマ48頭、ヌートリア30頭、ハクビシン27頭)

※ 捕獲実績や集落代表者アンケート結果のほか、第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル)を踏まえ、今後3か年にわたる対象鳥獣の捕獲計画数設定の考え方を記入する

③対象鳥獣の捕獲計画(単位:頭)			
対象鳥獣	捕獲計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンジカ	250	250	250
イノシシ	150	150	150
ニホンザル	35	35	35
アライグマ	40	40	40
ヌートリア	30	30	30
ハクビシン	30	30	30

※ 捕獲実績と集落代表者アンケート結果を踏まえ、対象鳥獣の有害捕獲許可に係る捕獲計画数を記入する

対象鳥獣	地域実施計画に基づく捕獲計画		
	令和 年度	令和 年度	令和 年度
ニホンザル			

※ 地域実施計画(ニホンザル)が策定している、または策定する予定がある場合、捕獲計画数を記入する

④直近3カ年の捕獲実績(単位:頭)							
対象鳥獣の捕獲頭数		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
ニホンジカ	有害	150	141	150	288	150	123
	狩猟		7		44		36
イノシシ	有害	400	85	200	122	250	57
	狩猟		22		37		48
ニホンザル	有害	30	10	30	38	30	20
	個体数調整	—	—	—	—	—	—
	狩猟	—	—	—	—	—	—
アライグマ	有害	20	32	40	25	40	23
	狩猟	—	—	—	—	—	—
ヌートリア	有害	20	24	30	4	30	3
	狩猟	—	—	—	—	—	—
ハクビシン	有害	20	23	30	22	30	20
	狩猟	—	—	—	—	—	—
合 計	有害	640	315	480	499	530	246
	狩猟	—	29	—	81	—	84
有害捕獲達成率(%)	ニホンジカ	94.0%		192.0%		82.0%	
	イノシシ	21.3%		61.0%		22.8%	
	ニホンザル	33.3%		126.7%		66.7%	
	アライグマ	160.0%		62.5%		57.5%	
	ヌートリア	120.0%		13.3%		10.0%	
	ハクビシン	115.0%		73.3%		66.7%	

※ 1.の対象鳥獣について過去3か年の捕獲実績(有害と狩猟)を記入する

※ 狩猟頭数については、獣害対策カルテを参照すること

※ 有害捕獲達成率(実績合計/計画合計)は、有害捕獲について獣種別に記入し、数値は小数点第1位止め(小数点第2位を四捨五入)とする

⑤捕獲等の取組内容	
捕獲重点エリア	多度山周辺・上深谷～下深谷・東金井～志知
捕獲予定時期	有害獣駆除としてイノシシ・ニホンジカは4月～10月 ニホンザル・アライグマ・ヌートリア・ハクビシンは年間を通して
捕獲の取組内容	イノシシ・ニホンジカは契約した猟友会会員による有害獣活動を行い、猟期は猟友会と捕獲促進の協定を結ぶ。 その他獣種については主に実施隊として市職員による捕獲

※ 直近3カ年の捕獲実績や生息状況、集落代表者アンケート結果による被害状況等を鑑み、捕獲重点エリアを設定し、地区名を記入する

※ 捕獲促進プランを策定している市町は、同上の記述の代わりに捕獲促進プランの添付に代えることができる

※ 捕獲重点エリアがわかる図面（市町版獣害情報マップ）を添付すること

⑥ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容			
必要性	—	捕獲手段	—
捕獲予定時期	—	捕獲予定場所	—

※ 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	—

※ 県知事から市町長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条第3項）

※ 三重県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領第3条(1)に記載されている鳥獣については記入しない

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備計画		
	令和 年度	令和 年度	令和 年度

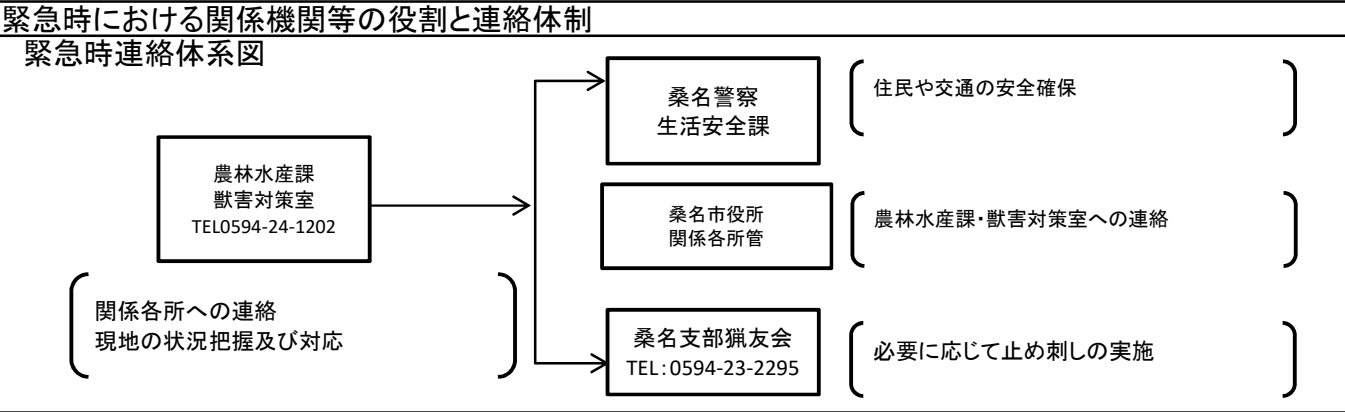
- ※ 設置する柵の種類、設置規模等を記入する
- ※ 位置図と侵入防止柵整備計画(様式1号別添4)を添付すること

(2) その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容

- ※ 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追い上げ・追払い活動、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する
- ※ 緩衝帯の設置を計画する場合は、位置図と緩衝帯設置計画(様式第1号別添5)を添付する

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項



- ※ 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等のフロー図を記入する
- ※ 関係機関等には、市町、県、警察、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称と連絡先を記入する
- ※ 役割欄には、緊急時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する
- ※ 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処について、規程等を作成している場合は添付する

6. 被害防止対策の実施体制に関する事項

(1)協議会に関する事項

協議会の名称	桑名市獣害対策委員会	設置年月日	平成 27 年 4月 1日設置
構成機関の名称	役 割		
農家組合長連絡協議会	農作物被害の把握及び防除対策普及活動。		
長島農家組合地区代表	農作物被害の把握及び防除対策普及活動。		

- ※ 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する
- ※ 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する

(2)関係機関に関する事項(協議会の構成機関以外)

構成機関の名称	役 割
桑名農政事務所	農作物被害に対する防除体制の構築、有害鳥獣分布等の把握に対する助言を行う。
三重県農業共済組合	水稻等における被害状況の把握。
三重北農業協同組合	各地区の意見の集約を行う。
猟友会桑名支部	狩猟免許所持者の選出について助言や推薦を行う。

- ※ 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関(NPO、研究機関など)の名称を記入する
- ※ 役割欄には、各関係機関が果たすべき役割を記入する
- ※ 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制がわかる体制図があれば添付する

(3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項 (令和 5 年度)

設置年月日	平成 年 月 日設置					
対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル					
構成員	隊員数	うち狩猟免許取得者数			うち猟友会員	備考
		銃猟免許	罾猟免許	網猟免許		
市町職員	4	2	3	1		
民間隊員						
計	4	2	3	1		
うち対象鳥獣捕獲員						
活動内容	☒ 捕獲活動 ☒ 追い払い ☐ 侵入防止柵の設置 ☐ 衝帯の設置 ☐ 干果樹・農作物残渣の除去 ☐ 生息調査・被害調査 ☐ 技術指導 ☒ 広報・啓発 ☐ その他()					
活動方針	☒ 捕獲活動 ☒ 追い払い ☐ 侵入防止柵の設置 ☐ 衝帯の設置 ☐ 干果樹・農作物残渣の除去 ☐ 生息調査・被害調査 ☐ 技術指導 ☒ 広報・啓発 ☐ その他()					

- ※ 鳥獣被害対策実施隊の設置年月日、対象鳥獣、構成員別の隊員数、うち狩猟免許取得者数、うち猟友会員数、及び対象鳥獣捕獲員数について記入するとともに、活動内容についてすべてチェック(☑)する
- ※ 活動方針欄には、現在は実施していないが、今後、実施隊の活動として行っていきたい活動内容についてすべてチェック(☑)する(現在行っている活動はチェックしない)
- ※ 捕獲活動とは、対象鳥獣捕獲隊員に指名または任命された実施隊員の捕獲活動のことをいう

(4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

- ※ 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む)について記入する

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理方法	☐ 埋設処理 ☒ 焼却処理 ☐ 学術研究利用 ☐ 利活用(ジビエ等) ☐ その他()				
焼却等施設の状況	施設名	所在地	処理能力(L/日)		
	おりづるの森	重県桑名市新西方七丁目16番	5		
食品衛生に係る安全性確保の取組(利活用のみ)	施設名	所在地	食品衛生法準拠の有無		
処理加工施設の整備計画	計画の有無	無	施設の種類	整備予定年度	令和 年度
課題	動物火葬炉が1基の上、使用頻度が想定以上に高い。 大規模な修繕等が必要になった際、代替え手段が無い。				

- ※ 処理方法は、該当する処理方法すべてにチェック(☑)する
- ※ 利活用(ジビエ等)について、捕獲者個人が処理施設以外で解体処理を行い食肉として利用する場合は、利活用に含まない
- ※ 食品衛生に係る安全性確保の取組欄には、ジビエとして利活用する場合、処理加工施設の食品衛生法準拠している場合は、有無欄に「○」を記入する
- ※ 捕獲等をした鳥獣の処理加工施設等の整備計画がある場合は「○」を記入するとともに、施設の種類(焼却施設、食肉等加工施設、減量化施設、その他)、整備予定年度を記入する
- ※ 処理に関して課題がある場合は記入する

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他(油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

※ 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する

(2) 処理加工施設の取組

--

※ 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

※ 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣害の被害軽減対策を、集落や関係機関が一丸となって行う。

- ①効果的な追い払いを行うため、集落全体で追い払いを行う組織づくりと実践。
- ②獣の隠れ場所となる耕作放棄地等の解消。
- ③侵入防止柵の修繕や周辺の草刈等の保全管理。
- ④関係機関と連携して、有害鳥獣の生息状況や生態調査の実施。
- ⑤捕獲従事者に対する檻の貸出。
- ⑥計画的な個体数調整を目的とした管理捕獲の実施。

※ 近隣市町と連携した広域的な被害防止対策その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する